

競争的資金の不正使用および研究活動の不正行為防止等に関する取り組み

1. 競争的資金等の不正使用防止等に関する基本方針（2017年1月1日制定）

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日文部科学大臣決定、2014年2月18日改正）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、「競争的資金等の適正管理に関する規程」を制定し、競争的資金等の取扱いに関し必要な次の事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することとします。

運営管理体制

最高管理責任者、総括管理責任者、部責任者、最高管理責任者の責務
適正な運営・管理のための環境整備

経理事務の準拠

従業員の意識向上

行動規範等、コンプライアンス教育等

不正使用に係る調査及び処分等

調査、配分機関への報告及び調査への協力等

研究費の適正な運営・管理

執行状況の確認等、発注段階での財源の特定、取引業者との癒着防止、出張の確認、不正な取引を行った取引業者の処分

情報伝達を確保する体制

通報窓口、不正使用等に関する報告、使用ルール等の理解度の確認

モニタリング等

監査制度

2. 競争的資金の不正使用および研究活動の不正行為等に関する相談・通報窓口

競争的資金の使用に関するルールや不正使用および研究活動の不正な行為等について、当社の内外を問わずどなたでも相談・通報（告発）できる窓口を設置しています。

(1) 相談・通報窓口

エヌ・エム・ピー ビジネスサポート株式会社 管理部 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク 9 番地 1 TEL : 079-568-4778 FAX : 079-568-5559
--

(2) 相談・通報の方法

窓口への電話、FAX、書面の送付および面会

(3) 相談・通報の内容

原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者等の氏名又は名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているものを受け付けます。

匿名による告発（通報）があった場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができるものとします。また、告発者に調査協力を求める場合があります。

(4) 相談・通報者の保護

相談・通報の秘密は守られます。また、相談・通報したことをもって解雇その他のいかなる不利益取り扱いも行いません。

ただし、調査の結果、虚偽及び、他人を誹謗中傷するもの、悪意に基づくものであること等が判明した場合は、氏名の公表や刑事告発等を含む必要な措置を講ずることがあります。

参考資料

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014年8月26日文科科学大臣決定) 抜粋

3 特定不正行為の告発の受付等

3-1 告発の受付体制

- ① 研究・配分機関は、特定不正行為に関する告発（当該研究・配分機関の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置しておくものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。また、受付窓口について、客観性や透明性を向上する観点から、外部の機関に業務委託することも可能とする。
- ② 研究・配分機関は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、当該研究・配分機関内外に周知する。